

豊浦町議会議員の失職議決に伴う弁護士委託料に関する 住民監査請求の監査結果

平成30年4月16日付けで受理した住民監査請求の監査結果の内容についてお知らせします。

■請求の要旨

豊浦町議会（以下「議会」という。）は、平成28年3月18日付けで地方自治法第127条第1項の規定により渡辺訓雄氏（以下「渡辺氏」という。）が、地方自治法第92条の2の規定に該当するという決定（以下「本件決定」という。）をした。

本件決定により渡辺氏は、豊浦町議会議員の資格を失った。

渡辺氏は、本件決定を不服として平成28年3月25日付けで北海道知事に審査申立てをした。また、札幌地方裁判所に訴状（失職決定取消請求）と執行停止申立書を提出した。

当時の議会議長は、勝手に公印を持ち出してA弁護士と委任契約を締結し弁護士費用として公金を支出した。

その後、北海道知事から、同年5月19日付けで本件決定が取り消された。（以下「本件裁決」という。）

本件裁決により、渡辺氏は、平成28年3月18日に遡って議会議員の地位を回復し、監査委員および西胆振消防組合議員の地位を回復した。

よって、豊浦町監査委員は、豊浦町長に対し次の措置を講じることを求める。

1. 当時の議会議長は、勝手に公印を持ち出してA弁護士と委任契約を締結し、その費用として公金を支出した。これは、手続として違法であり、違法な公金支出であり是正を求める。
2. 豊浦町が国家賠償法第1条第1項の規定に基づき損害賠償責任を負った場合には、同法第1条第2項の規定に基づき、本件決定に賛成した議会議員に対して求償権の行使を求める。
3. 本件決定が違法であるのに加えて本件決定に至るプロセスも違法不当であるから、国家賠償法第1条第1項の規定に基づく責任の有無にかかわらず豊浦町は本件決定に賛成した議会議員

に対して応分の経費等の負担を求めるべきである。

なお、本件請求にあたって、次のとおり補正する。

地方自治法第242条第2項は、住民監査請求につき、「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているが、ここでいう期間制限があるのは、地方自治法第242条第1項に規定する4種類の行為に係る請求のみであって、同条項の「怠る事実」に係る請求については期間制限がなく（最高裁昭和53年6月23日判決参照）、本件の求める措置第2項は求償権行使の不行使、第3項は応分の経費等の負担請求をしないという不作為という「怠る事実」に係る請求であり、法律上の期間制限はない。

また、求める措置第1項を「本件決定にあたり、当時の議会議長は、勝手に公印を持ち出してA弁護士と委任契約を締結し弁護士費用として公金を支出した。これは、手続として違法であり、違法な公金支出であることから、当時の議会議長に対してこの違法な公金支出の返還請求をすべきである。」に訂正する。

【監査結果】

1. 主文

本件請求を棄却する。

2. 理由

（1）監査委員の判断

①求める措置1について

議会議長は、「地方公共団体の職員」（地方自治法242条1項）には含まれず、仮に、請求人が議会議長の行為についての是正を求めるのであれば、そもそも監査請求の対象とはならない。